

核セキュリティに関する検討会設置要綱を以下のように定める。

平成 25 年 1 月 30 日

原子力規制委員会

核セキュリティに関する検討会設置要綱

第 1 条 核セキュリティ¹に関する横断的な課題について幅広い視点から検討し及びその強化を着実に推し進めるとともに、これらに関する国際貢献に取り組むため、原子力規制委員会に、これらの課題に係る各分野に関して、その検討を委嘱する委員からなる核セキュリティに関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第 2 条 検討会においては、次の事務をつかさどる。

- 一 核セキュリティに関する横断的な課題について幅広い視点からの検討を行うこと。
- 二 核セキュリティの強化を着実に推し進めるための方針を検討すること。
- 三 核セキュリティに関する国際貢献に取り組むための方針を検討すること。
- 四 核セキュリティに関する横断的な課題について原子力規制庁による取組について聴取し、意見を述べること。
- 五 その他の核セキュリティに関する課題を検討すること。

¹ 核燃料物質、その他の放射性物質、その関連施設及び輸送を含む関連活動を対象にした犯罪行為又は故意の違反防止、検知及び対応

第3条 検討会は、核セキュリティに関する検討会委員（以下「委員」という。）15人以内で組織する。

第4条 委員は、核セキュリティに関し優れた識見を有する者のうち原子力規制委員会委員長が委嘱する。

2 委員は非常勤職員とし、その任期は委嘱した日の属する会計年度末までとする。なお、委嘱した日が1月1日以降からその日の属する会計年度末までであった場合は、その任期は委嘱した翌会計年度末までとする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員の官職名は「核セキュリティに関する検討会委員」とする。

第5条 委員は、職務上知ることのできた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条の3に定める特定核燃料物質の防護に関する秘密を、正当な理由がなく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、職務上知ることのできた第1項に定める以外の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 委員は、直接的な利益関係があると認められる核セキュリティに関する議題については、議事に加わることができない。

第7条 検討会は、原則として会議を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）第5条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱う場合その他検討会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。

2 検討会は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

第8条 検討会は、必要があると認めるときは、その決定により、委員以外の者を検討会に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

第9条 検討会は、核セキュリティに関する課題の検討をさせるため必要があるときは、その決定により、個別の課題毎に核セキュリティに関する検討会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員及び核セキュリティに関する検討会特別委員（以下「特別委員」という。）で組織する。

3 検討会は、必要があると認めるときは、その決定により、特別委員を検討会に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

4 検討会は、ワーキンググループの設置に係る検討等が終了したときは、その決定により、当該ワーキンググループを廃止することができる。

5 第4条及び第5条の規定は、特別委員に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「特別委員」、「核セキュリティに関する検討会委員」とあるのは「核セキュリティに関する検討会特別委員」と読み替えるものとする。

第10条 前各条に定めるもののほか、検討会、委員及び特別委員に関し必要な事項は、原子力規制委員会が定める。

第11条 検討会及びワーキンググループの庶務は、原子力規制庁原子力防災課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年1月30日から施行する。